

令和4年夏の交通事故防止運動実施要綱

1 目的

本運動は、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることにより、夏の解放感から起こる交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

2 実施期間

令和4年7月15日（金）から24日（日）までの10日間

3 統一行動日

7月20日（水）交通事故死ゼロを目指す日・歩行者保護の日

7月22日（金）自転車の交通事故防止の日・飲酒運転根絶の日

4 スローガン

人も車も自転車も 安心・安全 埼玉県

5 運動重点

（1）県重点

- ① 子供と高齢者の交通事故防止
- ② 自転車の交通事故防止
- ③ 飲酒運転の根絶

（2）市町村重点

市町村の交通安全対策協議会等は、上記の重点のほか、地域の交通事故実態等に即して必要があるときは、市町村重点を定めることができる。

6 運動の進め方

県、市町村及び関係機関・団体は、相互に連携・協力し合い、本要綱に基づき、それぞれの実情に即した広報活動などを行い、全ての県民に周知を図るとともに、この運動への参加意識を高め、幅広い県民運動として展開する。

7 主な推進事項

（1）子供と高齢者の交通事故防止

県民総ぐるみで交通安全意識の高揚を図り、子供を始めとする歩行者に対する保護

意識の醸成を図る。

ア 交通安全教育の推進

- ・ 保護者から子供への安全教育、高齢者に対する安全教育の推進
- ・ 加齢に伴う身体機能や認知機能の低下が運転に及ぼす影響を踏まえた安全教育の推進

イ 交通ルール・マナーの遵守

- ・ 横断歩道における歩行者優先、交通ルール遵守の徹底
- ・ 歩行者に対する思いやり運転の励行
- ・ 後部座席を含めたすべての座席におけるシートベルト着用及びチャイルドシート使用徹底の呼び掛け

ウ 運転免許自主返納制度等の周知

- ・ 運転免許証の自主返納制度や返納者への支援措置の周知
- ・ 改正道路交通法によるサポートカー限定免許の周知

(2) 自転車の交通事故防止

自転車利用者に対し、交差点での安全確認の徹底や適正な通行方法等の交通ルールを周知するとともに「埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例」に基づき、自転車用ヘルメットの着用促進及び自転車損害保険等の加入徹底を図る。

ア 自転車走行における交通ルール・マナーの周知徹底

- ・ 車道左側通行の原則、歩道を通行する場合の徐行と歩行者優先の徹底
- ・ 二人乗りや無灯火、スマートフォン等の使用、飲酒運転等の危険性の周知

イ 自転車利用者自身の安全確保

- ・ 自転車用ヘルメットの着用促進

ウ 自転車損害保険等の加入徹底

- ・ 自転車事故被害者の救済に資するための自転車損害保険等への加入徹底

(3) 飲酒運転の根絶

飲酒運転は「しない、させない、ゆるさない」を合言葉に、広く県民に飲酒運転の悪質性や危険性、飲酒運転による交通事故の悲惨さを訴えるとともに、酩酊による路上寝込み等の交通事故防止をドライバー、歩行者に呼びかける。

ア 飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底

イ 事業者等に対する飲酒運転の根絶に向けた取組の推進

ウ 酩酊による路上寝込み等を起因とした交通事故発生実態と発見時の措置方法の周知

8 実施要領

本運動は、交通事故を防止するため、全ての県民が交通ルールを遵守し、正しい交通マナーの実践を習慣付けるなど交通安全意識の向上を目指しています。

運転者・家庭・学校・職場・地域ぐるみで交通事故ゼロを目指しましょう。

<自動車・二輪車の運転者>

- ・ 横断歩道を通過する際は、直前で停止可能な速度で進行し、歩行者がいるときは横断歩道の手前で一時停止し、その通行を妨げないようにしましょう。
- ・ 夕暮れ時は前照灯を早めに点灯させ、夜間の対向車・先行車がない状況の走行用前照灯（ハイビーム）の積極的な使用、上向き・下向きのこまめな切替えをしましょう。
- ・ 歩行者がいるときは、スピードを落とす、ゆとりを持った距離をとるなど思いやりのある運転を心掛けましょう。
- ・ 全席シートベルトを着用し、幼児、児童には体格に合ったチャイルドシート等を正しく使用しましょう。
- ・ スマートフォンや携帯電話の使用は、安全な場所に駐車してから行いましょう。
- ・ 歩行者、自転車の側方を通過する際は、安全な間隔を保持しましょう。
- ・ 飲酒運転は悪質な犯罪です、絶対にやめましょう。
- ・ 妨害運転（あおり運転）は危険です。運転に際してはゆとりと周囲への思いやりの気持ちを忘れないよう心がけましょう。
- ・ 健康管理を心がけ、体調不良時は運転を控えましょう。
- ・ 二輪車を運転する際は、二輪車の性能や自己の運転技量を過信することなく、カーブの手前では十分に速度を落とすなど、ゆとりを持った運転を心掛けましょう。また、ヘルメットや、プロテクターを正しく着用して身体を守りましょう。
- ・ 電動キックボードを運転する際は、保安基準に適合した機種を選ぶとともに、ヘルメットを着用するなど道路交通法に沿った安全運転に努めましょう。

<自転車の運転者>

- ・ 自転車は車両との認識を持ち、原則車道の左端を通行しましょう。
- ・ 歩道を通行する場合は車道寄りを徐行し、歩行者優先を徹底しましょう。
- ・ 一時停止標識のある交差点では必ず一時停止、見通しの悪い交差点では一時停止や徐行の上、確実に安全確認をしましょう。
- ・ 無灯火運転や二人乗り、並進、傘差し運転、イヤホンやスマートフォン等の使用、飲酒運転、妨害運転（あおり運転）は絶対にやめましょう。
- ・ 安全のためにも、自転車損害保険等に加入しましょう。幼児、児童はもちろん、大人もヘルメットを着用しましょう。

<高齢者>

- ・ 道路を横断するときや、交差点を通行するときは、自分の目でしっかり安全を確認しましょう。
- ・ 道路を横断するときは、車両の直前・直後の横断はやめましょう。
- ・ 横断歩道を渡る際は、自らの安全を守るため歩行者も手を上げるなど運転者に横断する意思を明確に伝えましょう。

- ・ 自転車に乗る時は、交通ルールを守り、ヘルメットを着用しましょう。
- ・ 夕暮れ時や夜間に外出するときは、反射材を身に付け、明るく目立つ色の衣服を着用しましょう。
- ・ 加齢に伴う身体機能や認知機能の変化等により、運転に不安を感じたときは、運転免許証の自主返納や、サポートカー限定免許への切り替えを検討しましょう。

<家庭>

- ・ 「もしかして・とまる・みる・まつ・たしかめる」を合言葉に、子供に交通ルールやマナーを守る態度を身に付けさせましょう。
- ・ 子供が普段通行する道路の危険箇所を確認し、注意するよう指導しましょう。
- ・ 横断歩道を横断する際は、手をあげるなどして、横断する意思表示を車両運転者に示すよう指導しましょう。
- ・ 夕暮れ時や夜間に外出するときは、反射材を身に付け、明るく目立つ色の衣服を着用するよう、声を掛け合いましょう。
- ・ 加齢に伴う身体機能や認知機能の変化等を踏まえて、衝突被害軽減ブレーキ及びペダル踏み間違い時加速抑制装置の搭載された安全運転サポート車（略称：サポカー）の利用や、運転免許証の自主返納等について話し合う機会を設けましょう。
- ・ 「歩きスマホ」はしないよう声を掛け合いましょう。
- ・ 飲酒運転や妨害運転（あおり運転）の悪質性・危険性について話し合いましょう。
- ・ 飲酒後に事故に遭わないため、飲酒のリスクや帰宅方法に等ついて話し合い、考える機会を設けましょう。
- ・ 自宅で飲酒した後もアルコールが抜けるまでは、運転をしないよう注意しましょう。

<学校>

- ・ 通学路等の危険箇所を再確認し、児童生徒の安全な通行環境を確保しましょう。
- ・ 横断歩道を横断する際は、手をあげるなどして横断する意思表示を車両運転者に示すよう指導しましょう。
- ・ 自転車で歩道を通行する場合は、車道寄りを徐行し、歩行者がいる場合は一時停止するなど、歩行者優先を指導しましょう。
- ・ 自転車の前照灯は、夕暮れ時から早めに点灯させ、夜間は必ず点灯させるよう指導しましょう。
- ・ 自転車の二人乗りや並進、傘差し運転、イヤホンやスマートフォン等の使用は絶対しないよう指導しましょう。
- ・ 「歩きスマホ」等の危険な行為はやめ、常に周りに注意を払うよう指導しましょう。
- ・ 原動機付自転車、二輪車に乗車している又は購入を予定している学生に対しては安全運転講習を受講するよう指導しましょう。

<職場>

- ・ 朝礼や行事の機会を活用し、従業員に子供と高齢者の行動特性等を理解させ、子供と

高齢者の近くを走行するときは、スピードを落とす、ゆとりを持った距離をとるなど思いやりのある運転を指導しましょう。

- ・ 飲酒の機会があるときは、飲酒運転を避けるため、事前にタクシーの利用、ハンドルキーパーの指定等についての検討や、出勤方法の変更を改めて従業員に指導しましょう。
- ・ 飲酒後に酩酊により道路に寝込む等して事故にあわないよう、参加者で声を掛け合いましょう。
- ・ 二日酔いによる翌朝の飲酒運転の防止に努めましょう。
- ・ 運転中のスマートフォン等の使用は絶対にやめるよう従業員に指導しましょう。
- ・ 車間距離を詰めるなど、妨害運転（あおり運転）は大変危険です。厳しい処分があることを周知し、絶対にやめるよう指導しましょう。
- ・ 踏切を横断する際の一時停止や、左右の安全確認の励行など、踏切事故を防止するための取組に努めましょう。

<地域>

- ・ 町内会などの各種会合の機会を活用し、地域内の危険個所の周知や、高齢歩行者の死亡事故の特徴、加齢に伴う身体機能や認知機能の変化等を踏まえた交通安全教室を行うなど、地域の交通安全意識の向上を図りましょう。
- ・ 関係機関、幼稚園、保育園、学校が密接に連携し、地域ぐるみで子供を見守る活動を推進しましょう。
- ・ 夕暮れ時や夜間に外出するときは、反射材を身に付け、明るく目立つ色の衣服を着用するよう声を掛け合いましょう。
- ・ 酒類販売店や飲食店等と協力して、地域から飲酒運転を根絶しましょう。
- ・ 踏切事故を防止するため、地域の各種会合等を活用し、踏切を横断する際の注意点などについて話し合いましょう。

<事業者>

- ・ 横断歩道の直前で停止可能な速度での進行や、横断歩道手前での一時停止など、横断歩行者の優先を実行しましょう。
- ・ タクシー、高速乗合バス及び貸切バス等の乗客に対して、シートベルト着用の重要性を周知し、全ての座席でのシートベルト着用を徹底しましょう。
- ・ 安全運転管理者を選任している事業所では、運転前後のアルコール有無の確認を確実にし、飲酒運転の防止に努めましょう。
- ・ 自動車の利用、運行実態に応じた具体的な指導を行い、交通事故を起こさないための安全運転管理に努めましょう。

<飲食店等>

- ・ 車両での来店の有無を確認し、運転者に酒類を提供しないなどハンドルキーパー運動を推進しましょう。
- ・ 飲酒した人に運転させないように、タクシーや運転代行の利用を働きかけましょう。

- ・ 配達する場合や、デリバリーを依頼する場合は、配達員に対して安全運転について指導しましょう。